

第 65 回長崎大学経営協議会議事要録

1 日 時 平成 25 年 3 月 22 日（金）13 時 30 分～15 時 35 分

2 場 所 事務局第 1 会議室

3 議 事

(1) 役員の在職期間を有する職員の退職手当額の算定に係る業績勘案率について
総務部長から、資料 3 に基づき、平成 25 年 3 月 31 日付けで退職予定の東條理事及び役員の期間を有する茂地教授は、役員としての在職期間における業績に応じ経営協議会の議を経て学長が退職手当額の増額又は減額をできる旨の説明があり、審議の結果、退職手当額は増額も減額もしないことでした承された。

(2) 長崎大学原爆後障害医療研究所規程の制定について
理事（研究・社会貢献担当）から、資料 4 に基づき、平成 25 年 4 月 1 日に医歯薬学総合研究科の附属施設である「附属原爆後障害医療研究施設」を大学附設の附置研究所に改組し「原爆後障害医療研究所」として設置することに伴い、同研究所の組織及び運営に関し必要な事項を定める長崎大学原爆後障害医療研究所規程を制定することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。
引き続き、学長から、原爆後障害医療研究所を共同利用・共同研究拠点に申請予定である旨の説明があった。

(3) 第 2 期中期計画の変更について
理事（総務・財務担当）から、資料 5 に基づき、国立大学改革強化推進補助金（138 億）「真の疾患予防を目指したスーパー予防医科学に関する 3 大学（千葉・金沢・長崎）革新予防医科学共同大学院設置」の採択に伴う第 2 期中期計画の変更について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

なお、審議過程において、概ね以下のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

- ◎ スーパー予防医科学とは何か。
- 遺伝子を調べることにより病気の発症を予見し、予防法を研究することである。
- ◎ 3 大学で共同することに、何か関連はあるのか。
- 大学間連携のキーワードの下、3 大学の学生が 3 大学に所属する新しい形である。
- ◎ 研究面は 3 大学で共同することにより大きな成果が出ると思うが、教育面で学生にメリットはあるのか。
- テレビ会議で他大学の講義は受けられるが、単位の取扱い等については検討事項である。

(4) 平成 25 年度年度計画（案）について

理事（総務・財務担当）から、資料 6 に基づき、国立大学改革強化推進補助金（138 億）の採択による第 2 期中期計画の変更に伴い、「本学、金沢大学及び千葉大学の 3 大学連携による共同大学院の設置に向け、教育・研究設備を整備するとともに、共同大学院設置に向けた検討委員会及び革新予防医科学に関する共同教育センターを設置し、検討を開始する。」を追加したこと等について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(5) ポイント制の適用に伴う配分ポイントについて

学長及び理事（人事・組織改革担当）から、資料 7 に基づき、医歯薬学総合研究科附属原爆後障害医療研究施設の改組及び新学部を設置構想等を踏まえ調整を行い算出した教育職員のポイントを各部局等へ配分する教育職員の人件費管理方式について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

なお、審議過程において、概ね以下のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

- ◎ 人件費として純増するのは何人分か。
- 純増分は 10 人程度である。
- ◎ 法人化移行時の承継職員数の管理が、別途必要になるのではないか。
- 承継職員数の管理について慎重に検討し、その枠を超える可能性は非常に少ないと判断した。
- ◎ ポイント制により若い教員を増やすと将来のポストを保証する必要があるが、有期雇用や任期制により採用を増やす考えなのか。
- 有期雇用や任期制の教員の採用増は想定しておらず、承継職員数の状況を常に本部がチェックしながら運用していく。

(6) 長崎大学役職員の給与の臨時特例に関する規則等の一部改正について

理事（人事・組織改革担当）から、資料 8 に基づき、①平成 24 年度補正予算の取扱い及び平成 25 年度予算の取扱いに関する閣議決定において、給与改定臨時特例法に基づく国家公務員の給与削減と同等の給与削減相当額が示されていることに伴い、本学役職員の給与の臨時特例を見直すこと、②平成 25 年 4 月の医歯薬学総合研究科附属原爆後障害医療研究施設の改組に伴い、原爆後障害医療研究所長及び副所長に管理職手当を支給すること及び③平成 24 年 8 月 8 日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与法改正については、平成 24 年 11 月 16 日の閣議決定において見送ることが決定されたが、その後、昇格制度の改正及び昇給号俸回復について人事院規則が公布されたことから、50 歳台後半層における昇格メリットの抑制及び 31 歳以上 39 歳未満の職員の昇給号俸を回復するため、長崎大学役職員の給与の臨時特例に関する規則等の一部改正することについて説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(7) 平成 25 年度学内当初予算配分（案）について

理事（総務・財務担当）から、資料 9-1 及び資料 9-2 に基づき、平成 25 年度政府予算案のうち本学関係の概算要求の内示状況の報告と、平成 25 年度の学内当初予算配分案について学内予算配分基本方針に基づき、学長の強力なリーダーシップのもと本学の基本的目標である「地球と人間の健康と安全」に資する世界的教育研究拠点となることを目指し、中期目標・中期計画を着実に実施、展開するため、重点的、戦略的な事業に対して機動的かつ弾力的な予算配分案にしたこと。また、教育研究活動に要する基本的な経費水準を維持するため、類似施策の重複排除等の徹底及び前例踏襲主義の排除の観点で教育研究基盤経費、管理的基盤経費など効率的・効果的に予算配分を行うこと等の説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(8) 平成 25 年度長期借入金認可申請（案）等について

理事（総務・財務担当）から、資料 10 に基づき、①大学病院の施設の老朽化に伴う再整備のため平成 24 年度に引き続き施設・設備整備の財源として長期借入金を借り入れる予定であり、平成 25 年度予定事業である大学病院の再整備事業「中央診療棟」、「X線CT撮影装置」及び「手術用 3D 顕微鏡・立体内視鏡システム」の事業費に係る財源としての長期借入金に係る認可申請（案）について及び②国立大学法人法第 34 条により長期借入金を行う場合は償還計画を作成し文部科学大臣の認可を受けることになっているため、本学における病院施設の再整備事業に伴う長期借入金並びに国立学校特別会計時より承継した長期借入金に係る償還計画（案）について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

なお、審議過程において、概ね以下のような意見交換があった。

（◎は学外委員、○は大学側の発言）

◎ 長期借入金に係る債務の償還計画について、グラフで示してほしい。

○ 次回の経営協議会で、グラフで債務の償還計画を示します。

(9) 平成 25 年度資金繰計画（案）及び平成 25 年度余裕資金運用計画（案）について

理事（総務・財務担当）から、資料 11 に基づき、資金管理を安全かつ効率的に行うための、平成 25 年度の資金繰計画（案）及び余裕資金運用計画（案）について説明があり、審議の結果、異議なく了承された

4 報告事項

(1) 国立六大学間の包括連携協定調印式について

学長から、資料 12 に基づき、3 月 6 日（水）に開催された国立六大学（千葉・新潟・金沢・岡山・長崎・熊本）間の包括連携協定調印式について報告があった。

(2) 国立大学改革強化推進事業について

理事（総務・財務担当）から、資料 13 に基づき、平成 24 年度文部科学省国立大学改革強化推進事業において採択された「真の疾患予防を目指したスーパー予防医科学に関する 3 大学（千葉・金沢・長崎）革新予防医科学共同大学院設置」等の事業概要等について報告があった。

なお、報告過程において、概ね以下のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

- ◎ 将来はホールディングカンパニーになれば良いのでは。
- 1 つの手段として、複数の大学から人・予算を供出して、東京にヘッドクォーターオフィスの設置も考えられる。
- スケールメリットだけではなく、質的にどう強化できるかがポイントである。
- ◎ 長崎大学医学部に合格した学生が、千葉大学医学部で講義を受けるような構想も考えられる。

(3) ミッションの再定義に関する意見交換会について

理事（教学担当）から、資料 14 に基づき、ミッションの再定義に関する意見交換会における、先行分野（教員養成，医学，工学）の進捗状況について報告があった。

(4) 新学部設置構想について

理事（人事・組織改革担当）及び理事（教学担当）から、資料 15 に基づき、平成 26 年 4 月設置予定の新学部構想の進捗状況について報告があった。

なお、報告過程において、概ね以下のような意見交換があった。

（◎は学外委員，○は大学側の発言）

- ◎ 初年次の学部モジュールに「アフリカ理解への扉」を入れたことは、先見の明がある。
- 今から中身も作り上げ入試もユニークなものにし、社会に認知してもらう必要がある。
- ◎ 卒業要件を厳しくすると、社会の評価が高まる。
- ◎ 国際的に通用する人材育成が目的だと思うが、留学生の受け入れも想定しているのか。
- 3 年次で新学部の 40 名の学生を留学させる予定なので、それに対応する留学生 40 名の受け入れを考えている。

(5) 平成 25 年 4 月からの執行部体制について

議長から、資料 16 に基づき、平成 25 年 4 月からの執行部体制について報告があった。

(6) 理事の退任について

議長から、3 月 31 日限りで退任する鳥越理事，東條理事及び須齋理事の紹介があり，各理事から退任の挨拶があった。

(7) 経営協議会委員の退任について

議長から、3月31日限りで退任する松山委員、中田委員及び竹内委員の紹介があり、会議に出席の松山委員及び中田委員から退任の挨拶があった。

(8) 次回以降の経営協議会の開催予定日について

総務企画課長から、資料17に基づき、平成25年度の経営協議会の開催予定日について説明があった。

(以上)